

I. 証券取引等監視委員会における

課徴金勧告・告発の状況

(件)

区分	(事務)年度	H17	H18	H19	H20	H21 (H21.4~H22.3)	H22
課徴金納付命令勧告		9	14	31	32(15)	53	45
	開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10	19
	相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5	6
	インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38	20
告 発		11	13	10	13 (4)	17	8
	開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4	2
	風説の流布・偽計事案	1	0	2	2 (0)	3	1
	相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3	1
	インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7	4

(注1)20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月。

(注2)20年度()内は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数。

II. インサイダー取引に対する取組みの動向

①重要事実別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	19
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	1
株式分割	0	2	0	0	0	0	2
株式交換	0	0	0	2	2	2	6
合併	0	0	2	1	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	19
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	1
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	11
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	1	14
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	7
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	4
公開買付け	0	0	3	3	13	2	21
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
合計	6	11	16	18	38	21	110
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	106

- (注) 1 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。
 2 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。
 3 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

②行為者属性(適用条項)別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	計
会社関係者(166条)	4	8	9	14	13	8	56
発行会社役員(1項1号)	0	1	1	2	4	1	9
発行会社社員(1項1号)	4	3	3	4	7	2	23
発行会社(175条9項による準用)	0	2	1	0	0	0	3
契約締結者等(1項4号・5号)	0	2	4	8	2	5	21
公開買付者等関係者(167条)	0	0	0	1	4	0	5
買付者役員(1項1号)	0	0	0	1	0	0	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	0	1	0	1
買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	0	0	0	3	0	3
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	12	47
会社の重要事実(166条3項)	0	3	4	2	12	10	31
公開買付け事実(167条3項)	0	0	3	2	9	2	16
合計	4	11	16	19	38	20	108
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	106

(注)1. 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。

2. 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。

3. 違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性(適用条項)を重複して計上しているものがある。このため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数欄数は一致しないものがある。

Ⅲ. 虚偽記載(粉飾決算)及び 不公正ファイナンスに対する取組みの動向

①課徴金納付命令対象となった開示企業 (虚偽記載、上場市場別分類)

年度	18	19	20	21	22	計
東証	1	5	3	4	12	25
1部	1	4	2	2	4	13
2部	0	1	0	0	1	2
マザーズ	0	0	1	2	7	10
大証	3	4	8	4	5	24
1部	1	1	2	0	2	6
2部	0	0	2	1	0	3
ジャスダック	2	3	4	3	3	15
(うち旧ヘラクレス)	(0)	(3)	(1)	(2)	(0)	(6)
名証 1部	1	0	1	1	0	3
札証	0	0	2	0	0	2
福証	0	0	2	0	0	2
合計	5	9	16	9	17	56
年度別勧告件数	3	8	11	9	18	49

- (注) 1. 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。
 2. 重複上場については、それぞれの市場に計上しているため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。
 3. 年度別勧告件数については、個人に対する勧告を含む。

②最近の粉飾事例（業種別の主な手口）

（平成22年1月～12月に、課徴金勧告または刑事告発が行われた主な事例）

業種		勧告・告発日	上場市場	主な粉飾の手口
情報・通信業	ソフトウェア開発	H22.6.18	東マ	貸倒引当金の過少計上
	指紋認証装置・ソフトの開発及び販売	H22.11.19	東マ	棚卸資産の架空計上
	臨床試験支援業務	H22.12.10	東マ	売上の前倒し計上
	携帯端末用入力システムの開発	H22.12.10	東マ	架空売上の計上、ソフトウェアの架空計上
卸売業	中小企業向けHP作成、金融事業	H22.1.29	JQ	売上の過大計上、貸倒引当金の過少計上
	ソフトウェア開発・販売・コンサル	H22.3.2 H22.3.19	東2	架空売上の計上
	サーバー保守・管理・障害対応	H22.3.12	大へ	貸倒引当金の過少計上
	外食向けシステム開発	H22.10.8	JQ	売上の前倒し計上、投資有価証券の過大計上
サービス業	外食向け人材支援、経営コンサル	H22.4.13	東マ	売上の過大計上
	シニア向け市場に関する業務のコンサル	H22.9.17	東マ	売上の前倒し計上、架空売上の計上、ソフトウェアの架空計上
	興行チケットの販売	H22.11.24	JQ	貸倒引当金の過少計上
電気機器	AV機器メーカー	H22.6.21	東大1	減損損失の不計上、費用の過少計上、引当金の過少計上
機械	エレクトロニクス商品の製造販売	H22.10.6	東マ	架空売上の計上

（注）上場市場・・・東マ（東証マザーズ）、JQ（旧ジャスダック）、大へ（旧大証ヘラクレス）、東2（東証2部）、東大1（東証、大証各1部）

③不公正ファイナンス

- 金商法上の不公正取引: インサイダー、株価操縦、風説の流布等いずれも流通市場での犯罪
- しかし、単なる流通市場での問題にとどまらない不公正取引の増大
- 発行市場での不適切なファイナンス (第三者割当増資、MSCB等) に起因する流通市場での不公正取引

IV-1 インサイダー取引の

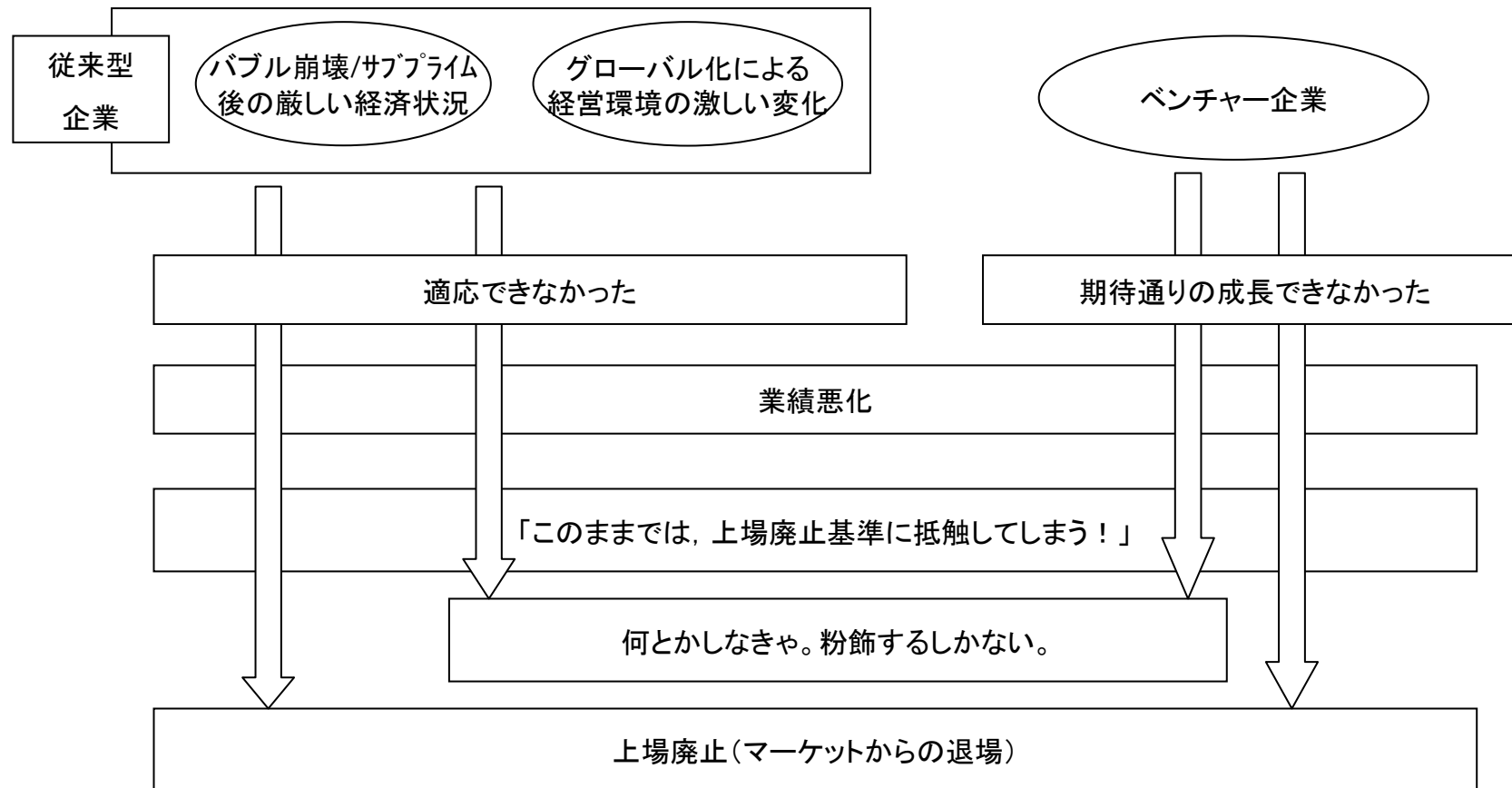
未然防止の重要性と関係者の取組み

(ポイント)

- 未然防止の重要性(関係者による未然防止体制の整備は、インサイダー規制導入時の前提)
 - 役員・主要株主の短期売買報告制度
 - 証券取引所の取組み
(例 一 セミナー開催、内部者取引管理アンケート調査等)
 - 市場関係者の取組み(例 一 J-IRISS)
 - 発行企業の取組み
- 証券取引等監視委員会の取組み
 - 市場規律の強化に向けた働きかけ(広報、課徴金事例集の公表、TOB関連のインサイダー取引の未然防止策を取りまとめ・公表等)
 - クロスボーダー案件に対する体制強化

IV-2 虚偽記載(粉飾)の背景等

＜背景にある上場廃止基準に抵触する企業の増加＞



IV-3 虚偽記載(粉飾等)への 自律的対応の必要性

①第三者委員会ガイドライン

- 「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」
(2010年7月15日日本弁護士連合会)
 1. 不祥事に関連する事実の調査、認定、評価についての指針
 - 調査スコープ等に関する指針
 - 事実認定に関する指針
 - 評価、原因分析に関する指針
 2. 説明責任についての指針(調査報告書の開示に関する指針)
 3. 提言についての指針
 4. 第三者委員会の中立性、独立性についての指針
 5. 公的機関とのコミュニケーションに関する指針
 6. 企業等の協力についての指針

② 証券取引等監視委員会の開示検査のスタンス

—証券監視委の取組方針(平成23年1月18日公表)より—

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf

3. 重点施策

(3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な 検査・調査の実施

■正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に供給されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。

■上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に供給できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。

■株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用も含め、適切に対応していきます。